

1 月 教育長 教育行政報告

令和 7 年

- 1 2 月 2 0 日 (土) 甲賀市・湖南市管内中学校・県立学校等管理職研修会
2 2 日 (月) 第 6 回甲賀市議会定例会 本会議 (第 7 日)
2 3 日 (火) 災害対策本部設置訓練
全国大会出場壮行会 (A. Z. R、甲賀テニススポーツ少年団、水口ジュニアソフトテニスクラブ)
2 4 日 (水) 曳山関係資料の保存活用のための寄附金受領
2 6 日 (金) 信楽中学生カンパニー×株式会社セブンーイレブン・ジャパン地域連携「信楽中学生カンパニー 世界に1つだけ！手作りはしおき」販売記念セレモニー
教育委員会仕事納めにあたっての教育長訓示
2 9 日 (月) 第 1 0 4 回全国高校サッカー選手権大会観戦 (水口高校サッカー部)

令和 8 年

- 1 月 5 日 (月) 教育委員会仕事始めにあたっての教育長訓示
部長会議
第 3 回わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ甲賀市推進本部会議
6 日 (火) 第 3 回人事ヒアリング (第 1 日)
7 日 (水) 第 3 回人事ヒアリング (第 2 日)
8 日 (木) 第 9 回学校経営等協議会
第 3 回人事ヒアリング (第 3 日)
9 日 (金) 第 3 回人事ヒアリング (第 4 日)
1 1 日 (日) 甲賀市消防出初式
甲賀市 2 0 歳のつどい
1 3 日 (火) 第 3 回人事ヒアリング (第 5 日)
第 1 回甲賀市教育委員会委員協議会
1 4 日 (水) 第 7 回校務運営等協議会
第 4 回部局長経営ミーティング
第 3 回人事ヒアリング (第 6 日)
1 5 日 (木) 第 3 回人事ヒアリング (第 7 日)

SASAYURI FC SHIGA 2025シーズン報告会

- 18日（日） 第22回甲賀市民駅伝競走大会
- 21日（水） 岐阜県羽島郡二町教育委員等の視察研修訪問
水口ライオンズクラブ寄贈図書利用状況報告
- 22日（木） 新規外国語指導助手対面式
STEAM教育セミナー
- 23日（金） 第18回B&G全国サミット
- 24日（土） かふか21子ども未来会議 甲賀市子ども議会
- 27日（火） 第1回甲賀市教育委員会定例会

令和 7 年第 6 回甲賀市議会定例会（12 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1. 条例一部改正

(1) 甲賀市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第 104 号》

組織及び施設の在り方の変化や民間委託等の進展により、職員数の状況が大きく変化していることから、職員の定数の見直しを行うもの。

【原案のとおり可決】

(2) 甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定について

《甲賀市議会 議案第 109 号》

水口中学校の格技場に空調設備が整備されたことに伴い、使用料を定めるため、条例の一部を改正するもの。

【原案のとおり可決】

2. 補正予算案件

(1) 令和 7 年度甲賀市一般会計補正予算（第 6 号）

《甲賀市議会 議案第 111 号》

(第 1 表) 歳入 80 千円 歳出 26,080 千円

【原案のとおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳入予算の補正】

- 寄附金 80 千円
 - ・スポーツ振興寄附金 80 千円

【歳出予算の補正】

- グラウンドゴルフ場の備品購入 30 千円（寄附 30）
1 団体からいただいたスポーツ振興寄附金を財源として、甲南グラウンドゴルフ場のコース整備や維持管理に使用する草刈機を購入
- スポーツ振興のための備品購入 50 千円（寄附 50）
1 団体からいただいたスポーツ振興寄附金を財源として、スポーツ備品

を購入

- 学校給食事業 26,000千円（一財26,000）
食料品価格高騰に対応し、安全・安心な給食を安定的に提供し続けるための経費を増額

【繰越明許費の補正】

（追加）

- 図書館維持補修事業 137,100千円
甲賀図書館空調設備外改修工事にかかる機材の納入スケジュールの変更により、年度内に工事完了が見込めないため。

（2）令和7年度甲賀市一般会計補正予算（第7号）

《甲賀市議会 議案第136号》

（第1表） 歳出 42,694千円

【原案のとおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳出予算の補正】

- 会計年度任用職員給与費 42,694千円（一財42,694）

3. 一般質問

別紙1のとおり

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
1	21番 田中 喜克 議員	【分割】 《第1日》 (1/6)		
	1. 「甲賀市文化・芸術のまちづくり」の諸政策をもって甲賀らしさを前面に。	①. 「甲賀市文化のまちづくり計画・第2次計画」において、重点的に取り組む施策はどのような活動施策体系で、具体的施策の内容や活動はどのような取り組みが実施されているのか。また活動実施、展開において、課題や問題点は生じていないか伺う。 ②. 甲賀の地で造形活動を行う福祉施設への活動支援、「甲賀版アール・ブリュット」の情報発信、作品展示の場等、アール・ブリュットを支える強力な支援が実施できないか伺う。 ③. 身近にある芸術作品を常時展示できる施設、気軽に鑑賞できる場が市内にあれば、市民の文化度が高まると思われるが、甲賀市民の文化度、文化の理解のほどをどのように認識しているか。また、市民の絵画・彫刻、芸術作品の常設展示施設の設置整備をどのように考えているか伺う。	1	教育長
	2. 滋賀・甲賀は仏像文化の宝庫、保存・鑑賞の博物館の整備を。	①. 甲賀市内の文化財の現状を伺う。 ②. 甲賀市民の文化度、文化の理解の程をどのように認識しているか伺う。 ③. 甲賀の仏像博物館の設置整備をどのように考えているか。	2	教育委員会事務局理事
2	13番 木村 眞雄 議員	【一問一答】 《第1日》 (2/6)		
	1. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区の保全について	③. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区にある大黒屋本陣跡の管理について、管理の主体者と管理内容について伺う。 ⑤. 当該地が民有地の場合、管理責任は所有者であることは原則であるが、当地に教育委員会名で看板を設置していることから、行政が管理についてより積極的に関与や支援はできないか。	5-3 5-5	教育委員会事務局理事
4	20番 堀 郁子 議員	【一問一答】 《第1日》 (4/6)		
	2. 女子トイレへの生理用品設置の推進について	(1). 教育委員会として、小中学校の女子トイレへの生理用品の全校設置についてどのように考えているのか。また、学校長に対してどのような形で設置の考え方を連絡され、現在未設置の学校には判断を再考するよう依頼されているのか伺う。	12-1	(1)教育長
5	10番 福井 進 議員	【分割】 《第1日》 (5/6)		
	3. 学校給食で残る牛乳の対策について	①. 大量に残った牛乳を水道に流して処分するようになったのはいつごろか。またどうしてか。 ②. 飲み残しの牛乳の状況に関して、廃棄している個数の現状について。 ③. 現状の課題をどのように認識しているのか。 1. 教職員の負担について 2. 環境への影響について ④. 提案1 メニューの変更による削減 ⑤. 提案2 事前申し込みによる削減 ⑥. 提案3 廃棄方法の改善 ⑦. 提案4 回収して利活用(飼料他) ⑧. 給食で残る牛乳の対策について、教育長の見解。	17-1 17-2	①～⑦教育部長 ⑧教育長
	4. 米の高騰に対する支援について	①. 学校給食の「質・量の確保」に向けては、当初予算において増額しているが、予想以上の価格高騰に対しては補正予算で対応するべきだという提案をしたが、その後の状況について。 ③. 学校給食における米の入札方法について、単月から半年等への見直しを提案したが、その後の状況について。	18-1 18-3	①教育部長 ③教育部長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
6	15番 小倉剛 議員	【一問一答】 《第1日》 (6/6)		
	1. 子ども110番の家による児童生徒の安全対策について	①. 「子ども110番の家」の役割と活動内容は。 ②. 市内の「子ども110番の家」の数は。 ③. 「子ども110番の家」の設置主体はどこか。 ④. 子どもへの声かけ、つきまとい、露出行為などの事案、市内の発生状況（過去3年間）と発生時の市民への周知方法は。 ⑤. 「子ども110番の家」への子どもの逃げ込みや保護した事案の市内の発生状況は。（過去3年間） ⑥. 「子ども110番の家」の保護等についての対応マニュアルはあるのか。 ⑦. 「子ども110番の家」は市民のボランティアにより成り立っているが、犯罪に巻き込まれる可能性もあると思われるが、保険などによる補償はあるのか。 ⑧. ボランティア補償や対応マニュアルなどから、「子ども110番の家」を児童生徒の安全対策の位置づけで市が設置主体として一元管理しないか。	19-1 19-2 19-3 19-4 19-5 19-6 19-7 19-8	①教育委員会事務局理事 ②教育委員会事務局理事 ③教育委員会事務局理事 ④教育委員会事務局理事 ⑤教育委員会事務局理事 ⑥教育委員会事務局理事 ⑦教育委員会事務局理事 ⑧教育長
7	19番 山岡光広 議員	【分割】 《第2日》 (1/6)		
	4. 学校給食費の無償化について	①. 政府は学校給食費の無償化に向けて小学校については、来年4月から実施するとしているが、その財源について、現時点で政府の基本的な考え方と甲賀市としての考え方はどうか。 ②. 中学校についても実施に踏み切るべきではないか。 ③. 甲賀市はこれまでから地場産の有機食材など質の高い安全・安心な学校給食を提供することに努力されてきた。そのため特別な予算措置をしているが継続するべきではないか。	25-1 25-2	①②市長 ③教育部長
8	14番 奥村則夫 議員	【分割】 《第2日》 (2/6)		
	3. わたSHIGA輝く国スポ・障スポレガシーについて	①. 甲賀市としてのわたSHIGA輝く国スポ・障スポの結果、成果、おもてなし、課題を伺う。 ②. レガシーとして甲賀市で開催した競技はもちろんであるが、全ての競技を盛り上げていくことは大切だが、どの競技を優先したり、これからどのような取り組み（レガシー事業等）をする予定はあるのかなどの方向性はあるのか伺う。 ③. スポーツ振興と甲賀市のまちづくりへの活かし方をどのように考えているのか伺う。	29-1 29-2	①②教育委員会事務局理事 ③市長
9	4番 富増力章 議員	【一問一答】 《第2日》 (3/6)		
	1. 学校再編について	①甲賀市教育方針や教育目標に掲げている「郷土への誇りをもち…」という部分に対して、現行の小学校での学びや思いを再編後にどのように生かし、取り組んでいくのかを伺う。 ②一定人数を確保した規模の学校となることで、小規模校で力を発揮できる児童や不登校傾向にある児童のケアをどうするのかを伺う。 ③学校再編後の安全な通学手段としてスクールバスの運行が必要であると考えますが具体的な計画を伺う。	30-1 30-2 30-3	①教育部長 ②教育部長 ③教育部長
10	18番 岡田重美 議員	【分割】 《第2日》 (4/6)		
	4. あいの土山斎王群行の伝承について	①令和3年に事業終了となった斎王郡行について、終了になった経緯、理由について伺う。 ②事業終了について市民への周知はどのような形でされたのか。 ③斎王の衣装については、現在道の駅あいの土山に展示がされているが、斎王群行や垂水斎王頓宮跡について今後どのように伝承していくのか。また、「斎王群行を復活してほしい」という声に対して市としてはどう考えるか。	35	教育委員会事務局理事

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
12	3番 西山実議員	【分割】 《第2日》 (6/6)		
	3. 史跡水口岡山城跡保存活用計画案について	①. この計画を今後どのように市民に公開し、アクションプランとして作成し活用されようとしているのか伺う。地域住民の関心を得るためにはダイジェスト版のリーフレットが必要ではないか伺う。 ②. この計画をもとに多様な市民の参加が必要と考えるが、どのように考えているのか伺う。 ③. 城山中腹の観光トイレが老朽化し、利用しにくいとの声を多く聞く、計画書の中でも「来訪者の利便性では欠くことのできない施設であるが、やや老朽化しており、衛生的に改善が必要である。」と記述されている。改修計画はあるか伺う。	41	教育委員会事務局理事
16	5番 北田麗子議員	【分割】 《第3日》 (4/6)		
	1. オール甲賀で取り組む「あいの土山マラソン」について	1. 運営スタッフ・ボランティアの確保について、オール甲賀の取組を促進してはどうか。 2. 安全確保対策、特に医療体制はどうか。 3. スタート時間の変更で混雑解消を。 4. おもてなしに市民活動を取り入れることについて ①市内学校の吹奏楽部による演奏 ②芸術のまち甲賀にちなんだ作品展示 ③甲賀の茶、菓等の特産品のふるまい ④出店者・協賛企業ブースの設置 5. ふるさと納税ランナーについて ①参加者数と寄付額及びその用途 ②ふるさと納税特典としての感謝の現し方 6. 山内地域を走行するコース変更の検討をしてはどうか。 7. あいの土山マラソンの魅力はなにか。来年40回大会に向け、受け継ぐ思いとこれからの存続に対しての市の考え方は。	51	教育委員会事務局理事
18	7番 古賀友康議員	【一問一答】 《第3日》 (6/6)		
	1. シティプロモーションに関して	6. 新たに開発された『水口かんぴょう』のレシピを学校給食に提供し、子供たちに甲賀市の歴史を学ばせる題材として活用できないか。	57-6	6. 教育部長
19	9番 西田忠議員	【一問一答】 《第4日》 (1/5)		
	1. 事故から学ぶ子どもたちの安全	1. 春日交差点を通る児童の数を第三水口方面、春日八田方面に分けて問う。 5. 児童登下校時の安全を確保するため、様々な形で見守り活動が行われている。市はこれについてどのように現状を把握しているのかを伺う。	58-1 58-5	1. 教育部長 5. 教育部長
	2. ポジティブ行動支援で子どもたちに笑顔を	1. 甲賀市での不登校児童生徒の数とその割合について現状を問う。 2. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置数とその相談件数は。 3. 不登校が増加するその背景をどう考えるか。 4. 日野町では一部学校で「ポジティブ行動支援」の取り組みが始まった。甲賀市として検討してはどうか。	59-1 59-2 59-3 59-4	1. 教育部長 2. 教育部長 3. 教育部長 4. 教育部長
20	16番 瀬古幾司議員	【一問一答】 《第4日》 (2/5)		
	1. 小学校体育館等の空調設備について	1. 体育館の空調設備が必要ではないかと考えるが、教育長の見解を伺う。 2. 小学校の体育館の空調設備設置計画はあるのか。 3. 市内小学校の体育館の規模で、一体育館当たりどれ位の予算が必要となるのか。 4. 国、県の補助金はどの程度受けられるのか。	60-1 60-2 60-3 60-4	1. 教育長 2. 教育部長 3. 教育部長 4. 教育部長

順番	質問事項	質問要旨	一連番号	質問の相手
21	23番 橋本 恒典 議員	【一問一答】 《第4日》 (3/5)		
	1. 国スポ・障スポ開催後の市のスポーツ振興と健康づくりについて	<p>(1) 大会開催の成果と今後の市のスポーツ振興及び市民の健康づくりについて</p> <p>① 全体を通じて大会開催の成果について市長に伺う。</p> <p>② 大会が終了した今、改めて市のスポーツ振興と市民の健康づくりについての考えを教育長に伺う。</p> <p>(2) 今後の市のスポーツ振興について</p> <p>① 大会開催後の取り組みについて伺う。</p> <p>② スポーツ推進計画は、国民スポーツ大会の開催前の計画であるが、見直しを考えているのか伺う。</p> <p>③ 子供たちのスポーツ環境の充実が、子供たちの運動習慣や体力向上につながると考えるが所見を伺う。</p> <p>④ 大会開催後の市のスポーツ振興について、スポーツ推進審議会の関わりについての考えについて伺う。</p> <p>(3) 今後の市民の健康づくりについて</p> <p>① 大会開催後の市民の健康づくりについての考えを伺う。</p> <p>② 市民の健康づくりには、スポーツ推進員の取り組みや、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ関係団体の活動が重要であると考えが今後の取り組みについて伺う。</p> <p>③ 市民の健康づくりには運動に加えて、食事・栄養が重要と考えるが、健康推進員の活動について現状を伺う。</p> <p>(4) 今後のスポーツを通じたまちづくりについて</p> <p>① 大会開催後のスポーツを通じたまちづくりについて市長の考えを伺う。</p> <p>② 旧甲賀町ではスポーツ都市宣言を行いスポーツ振興や健康づくりにつなげてきた経緯がある。全国でもスポーツ健康の都市宣言を行われている自治体もある中、甲賀市でも都市宣言を検討されてはと考えるが市長の所見を伺う。</p>	62-1 62-2 62-3 62-4 62-5 62-6 62-7 62-8 62-9 62-10 62-11	(1) ①市長 (1) ②教育長 (2) ①教育委員会事務局理事 (2) ②教育委員会事務局理事 (2) ③教育委員会事務局理事 (2) ④教育委員会事務局理事 (3) ①教育委員会事務局理事 (3) ②教育委員会事務局理事 (3) ③健康福祉部長 (4) ①市長 (4) ②市長
	2. 県下有数の文化財数「仏像と神社仏閣のまち甲賀市」	<p>(1) 甲賀市の指定文化財の現状について</p> <p>① 甲賀市における指定文化財の現状について伺う。</p> <p>② 仏像などの彫刻や神社仏閣で未指定のものも多くあるが、市はどの程度把握されているか伺う。</p> <p>(2) 地域における文化財保護の現状について</p> <p>① 地域における文化財保護の現状について伺う。</p> <p>② 文化財の保護と活用における市民との協働・連携の重要性について市の考えを伺う。</p> <p>③ 建造物や彫刻の木造物は、火災の危険性が高く無住社寺の盗難対策も必要であり、その対策について現状を伺う。</p> <p>(3) 文化財保護における支援について</p> <p>① 文化財保護の支援にはどのようなものがあるか伺う。</p> <p>② 新たな支援制度の検討は行っておられるのか伺う。</p> <p>(4) 文化財の活用と歴史遺産を活かしたまちづくりについて</p> <p>① 文化財の活用、特に市内に多く点在する仏像や神社仏閣の活用について市の考えを伺う。</p> <p>② 仏像や神社仏閣等、歴史遺産を活かしたまちづくりについて市の考えを伺う。</p> <p>③ 観光資源としての文化財について市の考えを伺う。</p> <p>④ 市民自らが歴史や文化財を身近に感じる機会が重要と考えるが所見を伺う。</p>	63-1 63-2 63-3 63-4 63-5 63-6 63-7 63-8 63-9 63-10 63-11	(1) ①教育委員会事務局理事 (1) ②教育委員会事務局理事 (2) ①教育委員会事務局理事 (2) ②教育委員会事務局理事 (2) ③教育委員会事務局理事 (3) ①教育委員会事務局理事 (3) ②教育委員会事務局理事 (4) ①教育長 (4) ②教育長 (4) ③教育長 (4) ④教育長

議案第 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第19号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和7年12月22日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第19号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和7年12月22日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	ムンジオリ クリストファー	小原小学校学校運営協議会	保護者

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市図書館協議会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第1号

甲賀市図書館協議会委員の解嘱について

甲賀市図書館条例（平成16年条例第160号）第8条第4項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年1月5日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第1号別紙

甲賀市図書館協議会委員

(任期:令和7年8月1日から令和9年7月31日まで)

解嘱日:令和8年1月5日

	氏名	委員の構成	備考
1	松本 佐知子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	

【参考資料】

甲賀市図書館条例

(協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校教育及び社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 3 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市図書館協議会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第2号

甲賀市図書館協議会委員の委嘱について

甲賀市図書館条例（平成16年条例第160号）第8条第3項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和8年1月6日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第2号別紙

甲賀市図書館協議会委員

(任期:令和8年1月6日から令和9年7月31日まで)

委嘱日:令和8年1月6日

	氏名	委員の構成	備考
1	山添 智子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	

【参考資料】

甲賀市図書館条例

(協議会)

第8条 法第14条第1項の規定に基づき、甲賀市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校教育及び社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 4 号

甲賀市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 甲賀市教育委員会事務局組織規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(組織)

第2条 事務局に次の課並びに室及び係を置く。

教育総務課 教育環境整備室 総務企画係 教育施設係

学校教育課 学務給食係 指導教職員係 教育支援係 学びの多様化推進係

社会教育課 社会教育係 青少年育成係

文化スポーツ課 文化係 スポーツ係

歴史文化財課 調査普及係 埋蔵文化財係

(事務分掌)

第3条 課並びに室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

課	係等	分掌事務
教育総務課	教育環境整備室	(1) 教育環境整備及び整備のための調査に関すること。 (2) 教育環境整備のため、関係団体等との連絡調整に関すること。
	総務企画係	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 職員(県費任用教職員を除く。)の任免、服務、研修、分限、懲戒その他人事に関すること。 (3) 教育行政に係る企画立案及び調整に関すること。 (4) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 (5) 教育委員会に係る事務の点検及び評価に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 表彰及び儀式に関すること。 (7) 広報及び公聴に関すること。 (8) 公印の管理に関すること。 (9) 文書の収受及び発送に関すること。 (10) 教育行政の相談に関すること。 (11) 教育基本調査に関すること。 (12) 事務局及び課の庶務に関すること。 (13) 事務局の連絡調整及び教育長に関すること。 (14) 事務局の他課の所管に属さない事項に関すること。
	教育施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の管理運営に関すること。 (2) 学校施設台帳に関すること。 (3) 教育施設及び財産の管理に関すること。 (4) 学校、学校給食センター及び社会教育施設の設置及び廃止並びに整備計画に関すること。 (5) 学校、学校給食センター及び社会教育施設の施設及び設備の整備に関すること。
学校教育課	学務給食係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通学区域の設定及び変更並びに通学路に関すること。 (2) 就学援助に関すること。 (3) 学齢簿の編成保管に関すること。 (4) 学校基本調査に関すること。 (5) 学校の安全、保健衛生及び環境衛生に関すること。 (6) 日本スポーツ振興センターに関すること。 (7) 学校給食センターの管理運営に関すること。

		と。 (8) 給食費の費用徴収に関する事 (9) 学校給食事業の調査及び統計に関する事 と。 (10) 課の庶務に関する事。
	指導教職員係	(1) 学校経営の指導助言に関する事。 (2) 幼児教育及び学校教育の指導に関する事 と。 (3) 教育課程及び学習指導に関する事。 (4) 学校教育における人権教育及び同和教育 の企画及び指導に関する事。 (5) 学校における国際理解及び国際交流に関 すること。 (6) 食育に関する事。 (7) 教科用図書採択及び選定に関する事 と。 (8) 外国語指導助手に関する事。 (9) 教職員の内申に関する事。 (10) 教職員の人事及び服務に関する事。 (11) 教職員の働き方改革に関する事。 (12) 教職員の研修及び教育研究に関する事 と。 (13) 市費任用教職員（講師含む。）に関す ること。 (14) 学校における教育実習に関する事。 (15) 教職員の叙勲及び永年勤続表彰に関す ること。
	教育支援係	(1) 就学支援に関する事。 (2) 小学校及び中学校における特別支援教育

		<p>に関すること。</p> <p>(3) 特別支援教育関係機関との連絡調整に関すること。</p>
	<p>学びの多様化 推進係</p>	<p>(1) 生徒指導に係る指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 教育支援センターに関すること。</p> <p>(3) いじめ及び不登校対策に関すること。</p> <p>(4) 外国人児童生徒等の指導に関すること。</p>
<p>社会教育課</p>	<p>社会教育係</p>	<p>(1) 生涯学習に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習推進本部に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習環境の整備推進に関すること。</p> <p>(4) 社会教育に関すること。</p> <p>(5) 社会教育委員の会議に関すること。</p> <p>(6) 社会教育関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 図書館の管理運営及び連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 公民館の管理運営及び連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 公民館類似施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 地域学校協働活動に関すること。</p> <p>(12) 人権教育及び同和教育の総合企画、調整及び指導に関すること。</p> <p>(13) 社会教育における人権教育及び同和教育の推進に関すること。</p> <p>(14) 課の庶務に関すること。</p>

	青少年育成係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年の健全育成に関すること。 (2) 青少年の自然体験活動支援に関すること。 (3) 青少年育成団体との連絡調整に関すること。 (4) 青少年研修センターの管理運営に関すること。 (5) 青少年の安全及び非行防止に関すること。 (6) 青少年関係機関との連絡調整に関すること。 (7) 少年センターの管理運営に関すること。
文化スポーツ課	文化係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化及び芸術活動の振興に関すること。 (2) 文化のまちづくり審議会に関すること。 (3) 文化関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。 (5) 文化施設の事業運営及び連絡調整に関すること。 (6) 文化施設における事業実施に関すること。 (7) 文化振興に係る財団法人との連絡調整に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
	スポーツ係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯スポーツの普及及び振興に関すること。 (2) スポーツ推進審議会に関すること。 (3) スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。

		<p>こと。</p> <p>(4) スポーツ関係機関との連絡調整に関する こと。</p> <p>(5) スポーツ施設の事業運営及び連絡調整に 関すること。</p> <p>(6) 学校施設の開放に関すること。</p> <p>(7) スポーツ振興に係る財団法人との連絡調 整に関すること。</p>
歴史文化財 課	調査普及係	<p>(1) 文化財の保存事業及び管理事業に関する こと。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(3) 文化財の指定に関すること。</p> <p>(4) 有形、無形及び民族文化財の調査に関す ること。</p> <p>(5) 天然記念物の調査及び保護に関するこ と。</p> <p>(6) 文化財の普及啓発に関すること。</p> <p>(7) 文化財の活用及び情報発信に関するこ と。</p> <p>(8) 歴史民俗資料館等の管理運営に関するこ と。</p> <p>(9) 資料館等の資料保存に関すること。</p> <p>(10) 課の庶務に関すること。</p>
	埋蔵文化財係	<p>(1) 史跡名勝に関すること。</p> <p>(2) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関す ること。</p> <p>(3) 紫香楽宮跡関連遺跡群の調査及び保存に 関すること。</p> <p>(4) 中近世城館の調査、保護及び保存に関す</p>

		ること。 (5) 開発行為等に係る調整に関すること。 (6) 紫香楽宮跡関連遺跡群調査事務所（以下「調査事務所」という。）の管理運営に関すること。
--	--	---

（甲賀市社会教育委員会議規則の一部改正）

第2条 甲賀市社会教育委員会議規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「社会教育スポーツ課」を「社会教育課」に改める。

（甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則の一部改正）

第3条 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則（平成26年甲賀市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会事務局社会教育スポーツ課」を「甲賀市教育委員会事務局社会教育課」に改める。

（甲賀市文化のまちづくり審議会規則の一部改正）

第4条 甲賀市文化のまちづくり審議会規則（平成26年甲賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会事務局社会教育スポーツ課」を「甲賀市教育委員会事務局文化スポーツ課」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号参考資料

<第1条関係>

甲賀市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正案			現行		
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課並びに室及び 係を置く。</p> <p>教育総務課 教育環境整備室 総務企画係 教育施設係 _____</p> <p>—</p> <p>学校教育課 学務給食係 _____ 指導教職員係 教育支援係 学びの多様化推進係</p> <p>社会教育課 _____ 社会教育係 _____ 青少年育成係 _____</p> <p>—</p> <p>文化スポーツ課 文化係 スポーツ係</p> <p>歴史文化財課 調査普及係 埋蔵文化財係 _____</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 課並びに室及び 係の事務分掌は、次のとおりとする。</p>			<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課及び 室並びに係を置く。</p> <p>教育総務課 教育環境整備室 総務企画係 施設係 _____ 学校給食係</p> <p>—</p> <p>学校教育課 学びの多様化推進室 学務係 指導教職員係 教育支援係 _____</p> <p>社会教育スポーツ課 文化係 人権教育係 青少年育成係 _____ スポーツ係</p> <p>—</p> <p>国スポ・障スポ推進室 総務企画係 競技運営係 輸送宿泊係</p> <p>歴史文化財課 調査管理係 埋蔵文化財係 普及活用係</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 課及び 室並びに係の事務分掌は、次のとおりとする。</p>		
課	係等	分掌事務	課	係等	分掌事務
教育総務課		(略)	教育総務課		(略)
	教育施設係	(1)～(3) (略)		施設係	(1)～(3) (略)
		(4) 学校、学校給食センター及び社会教			(4) 学校、学校給食センター及び教職員

		<p><u>育施設</u>の設置及び廃止並びに整備計画に関すること。</p> <p>(5) 学校、学校給食センター及び<u>社会教育施設</u>の施設及び設備の整備に関すること。</p>			<p><u>住宅</u>の設置及び廃止並びに整備計画に関すること。</p> <p>(5) 学校、学校給食センター及び<u>教職員住宅</u>の施設及び設備の整備に関すること。</p>
			学校給食係		<p>(1) <u>学校給食センターの管理運営</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>給食費の費用徴収</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>学校給食事業の調査及び統計</u>に関すること。</p>
学校教育課			学校教育課	学びの多様化推進室	<p>(1) <u>生徒指導に係る指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>教育支援センター</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>いじめ及び不登校対策</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>外国人児童生徒等の指導</u>に関すること。</p>
	学務給食係	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>日本スポーツ振興センター</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>学校給食センターの管理運営</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>給食費の費用徴収</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>学校給食事業の調査及び統計</u>に関すること。</p>		学務係	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>日本スポーツ振興センター</u>に関すること。</p>

		(10) 課の庶務に関すること。			(7) 課の庶務に関すること。
	指導教職員係	(1)～(9) (略) (10) 教職員の人事及び服務に関すること。 (11) 教職員の働き方改革に関すること。 (12) 教職員の研修及び教育研究に関すること。 (13) 市費任用教職員（講師含む。）に関すること。 (14) 学校における教育実習に関すること。 (15) 教職員の叙勲及び永年勤続表彰に関すること。		指導教職員係	(1)～(9) (略) (10) 教職員の人事及び服務に関すること。 (11) 教職員の研修及び教育研究に関すること。 (12) 市費任用教職員（講師含む。）に関すること。 (13) 学校における教育実習に関すること。 (14) 教職員の叙勲及び永年勤続表彰に関すること。
	教育支援係	(略)		教育支援係	(略)
	学びの多様化推進係	(1) 生徒指導に係る指導及び助言に関すること。 (2) 教育支援センターに関すること。 (3) いじめ及び不登校対策に関すること。 (4) 外国人児童生徒等の指導に関すること。			
社会教育課	社会教育係	(1)～(9) (略) (10) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。		社会教育スポーツ課	文化係 (1)～(9) (略) (10) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 (11) 視聴覚教育に関すること。

	<p>(1 1) <u>地域学校協働活動に関すること。</u></p> <p>(1 2) <u>人権教育及び同和教育の総合企画、調整及び指導に関すること。</u></p> <p>(1 3) <u>社会教育における人権教育及び同和教育の推進に関すること。</u></p>		<p>(1 2) <u>文化及び芸術活動の振興に関すること。</u></p> <p>(1 3) <u>文化のまちづくり審議会に関すること。</u></p> <p>(1 4) <u>文化関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(1 5) <u>文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(1 6) <u>文化施設の事業運営及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(1 7) <u>文化施設における事業実施に関すること。</u></p> <p>(1 8) <u>文化振興に係る財団法人との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(1 9) <u>課の庶務に関すること。</u></p>
	<p>(1 4) <u>課の庶務に関すること。</u></p>	人権教育係	<p>(1) <u>人権教育及び同和教育の総合企画、調整及び指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>社会教育における人権教育及び同和教育の推進に関すること。</u></p>
青少年育成係	<p>(1) <u>青少年の健全育成に関すること。</u></p> <p>(2) <u>青少年の自然体験活動支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>青少年育成団体との連絡調整に関すること。</u></p>	青少年育成係	<p>(1) <u>青少年の健全育成に関すること。</u></p> <p>(2) <u>青少年の自然体験活動支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>成人式に関すること。</u></p> <p>(4) <u>青少年育成団体との連絡調整に関すること。</u></p>

		<p>ること。</p> <p>(4) 青少年研修センターの管理運営に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 青少年の安全及び非行防止に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 青少年関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 少年センターの管理運営に関する<u>こと。</u></p>			<p>ること。</p> <p>(5) 青少年研修センターの管理運営に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 青少年の安全及び非行防止に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 青少年関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 少年センターの管理運営に関する<u>こと。</u></p>
			スポーツ係		<p>(1) <u>生涯スポーツの普及及び振興に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(2) <u>スポーツ推進審議会に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(3) <u>スポーツ関係団体との連絡調整に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(4) <u>スポーツ関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(5) <u>スポーツ施設の事業運営及び連絡調整に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(6) <u>学校施設の開放に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(7) <u>スポーツ振興に係る財団法人との連絡調整に関する<u>こと。</u></u></p>
文化スポーツ課	文化係	<p>(1) <u>文化及び芸術活動の振興に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(2) <u>文化のまちづくり審議会に関する<u>こと。</u></u></p>			

	と。
	(3) <u>文化関係機関との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u>
	(4) <u>文化芸術団体の育成及び連絡調整に</u> <u>関すること。</u>
	(5) <u>文化施設の事業運営及び連絡調整に</u> <u>関すること。</u>
	(6) <u>文化施設における事業実施に関する</u> <u>こと。</u>
	(7) <u>文化振興に係る財団法人との連絡調</u> <u>整に関すること。</u>
	(8) <u>課の庶務に関すること。</u>
スポーツ係	(1) <u>生涯スポーツの普及及び振興に関す</u> <u>ること。</u>
	(2) <u>スポーツ推進審議会に関すること。</u>
	(3) <u>スポーツ関係団体との連絡調整に関</u> <u>すること。</u>
	(4) <u>スポーツ関係機関との連絡調整に関</u> <u>すること。</u>
	(5) <u>スポーツ施設の事業運営及び連絡調</u> <u>整に関すること。</u>
	(6) <u>学校施設の開放に関すること。</u>
	(7) <u>スポーツ振興に係る財団法人との連</u> <u>絡調整に関すること。</u>

			国スポ・障 スポ推進室	総務企画係	(1) <u>実行委員会、総会及び常任委員会の開催及び運営に関すること。</u> (2) <u>総務企画に関すること。</u> (3) <u>国スポ・障スポの普及啓発に関すること。</u> (4) <u>歓迎及び接伴に関すること。</u> (5) <u>実行委員会事務局及び室の庶務に関すること。</u>
				競技運営係	(1) <u>競技会の運営に関すること。</u> (2) <u>競技及び式典に関すること。</u> (3) <u>競技会場及び周辺における整備に関すること。</u>
				輸送宿泊係	(1) <u>輸送交通及び警備に関すること。</u> (2) <u>宿泊衛生及び医療救護に関すること。</u>
歴史文化財 課	調査普及係	(1)～(4) (略) (5) <u>天然記念物の調査及び保護に関すること。</u> (6) <u>文化財の普及啓発に関すること。</u> (7) <u>文化財の活用及び情報発信に関すること。</u> (8) <u>歴史民俗資料館等の管理運営に関すること。</u> (9) <u>資料館等の資料保存に関すること。</u> (10) <u>課の庶務に関すること。</u>	歴史文化財 課	調査管理係	(1)～(4) (略) (5) <u>天然記念物の調査及び保護に関すること。</u> (6) <u>課の庶務に関すること。</u>

埋蔵文化財係	(略)	埋蔵文化財係	(略)
		普及活用係	(1) 文化財の普及啓発に関すること。 (2) 文化財の活用及び情報発信に関すること。 (3) 歴史民俗資料館等の管理運営に関すること。 (4) 資料館等の資料保存に関すること。

< 第 2 条関係 >

甲賀市社会教育委員会議規則新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第 5 条 会議の庶務は、甲賀市教育委員会事務局 <u>社会教育課</u> において処理する。	(庶務) 第 5 条 会議の庶務は、甲賀市教育委員会事務局 <u>社会教育スポーツ課</u> において処理する。

< 第 3 条関係 >

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第 5 条 委員会の庶務は、 <u>甲賀市教育委員会事務局社会教育課</u> において処理する。	(庶務) 第 5 条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</u> において処理する。

< 第4条関係 >

甲賀市文化のまちづくり審議会規則新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>甲賀市教育委員会事務局文化スポーツ課</u> において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</u> において処理する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

甲賀市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する規程の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する規程

甲賀市生涯学習推進本部設置規程（平成19年甲賀市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 本部は、部長会議及び<u>次長会議</u>により組織し、構成員は別表のとおりとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 本部の会議は、部長会議及び<u>次長会議</u>とし、本部長が招集する。</p> <p>2 会議の議長には、部長会議においては本部長、<u>次長会議</u>においては甲賀市教育委員会事務局次長があたり。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>次長会議</u>は、部長会議において審議された内容について企画調整を行い、部長会議で決定した事項の推進及び所掌事務の細部について協議し素案を作成する。</p> <p>5 <u>次長会議</u>において必要と認めるときは、作業部会を設置することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 本部の庶務は、<u>甲賀市教育委員会事務局社会教育課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 本部は、部長会議及び<u>幹事課長会議</u>により組織し、構成員は別表のとおりとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 本部の会議は、部長会議及び<u>幹事課長会議</u>とし、本部長が招集する。</p> <p>2 会議の議長には、部長会議においては本部長、<u>幹事課長会議</u>においては教育委員会事務局社会教育課長があたり。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>幹事課長会議</u>は、部長会議において審議された内容について企画調整を行い、部長会議で決定した事項の推進及び所掌事務の細部について協議し素案を作成する。</p> <p>5 <u>幹事課長会議</u>において必要と認めるときは、作業部会を設置することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 本部の庶務は、<u>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</u>において処理する。</p> <p>別表（第3条関係）</p>

区分	構成員
部長会議	(略)
次長会議	(1) 次長級 甲賀市庁議規程第8条 に基づく者

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

区分	構成員
部長会議	(略)
幹事課長会議	(1) 課長 課長級 甲賀市庁議規程（平成22年甲賀市訓令第 10号）第8条に基づく者

議案第6号

甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和8年1月27日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱案要綱

1 改正の理由

甲賀市教育委員会事務局組織の機構改編による課の新設との整合等を図るため、関係要綱の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 推進協議会等の庶務及び事務局を処理する担当課の名称等を機構改編後の名称に改めます。

【第1条～第4条関係】

(2) この告示は、令和8年4月1日から施行します。

【付則関係】

甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱

(甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱の一部改正)

第1条 甲賀市生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱(平成19年甲賀市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正案	現行
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、甲賀市教育委員会事務局 <u>社会教育課</u> において処理する	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、甲賀市教育委員会事務局 <u>社会教育スポーツ課</u> において処理する。

(甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱の一部改正)

第2条 甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱(平成20年甲賀市教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

改正案	現行
(名称及び位置) 第2条 自然活動支援センターは、 <u>甲賀市教育委員会事務局社会教育課</u> 内に置く。	(名称及び位置) 第2条 自然活動支援センターは、 <u>教育委員会事務局社会教育スポーツ</u> <u>課</u> 内に置く。

(甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正)

第3条 甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱(令和4年甲賀市教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

改正案	現行
(事務局) 第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、 <u>甲賀市教育委員会事務局</u> <u>社会教育課</u> において処理する。	(事務局) 第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、 <u>教育委員会社会教育スポ</u> <u>ーツ課</u> において処理する。

(甲賀市地域学校協働活動推進事業実行委員会設置要綱の一部改正)

第4条 甲賀市地域学校協働活動推進事業実行委員会設置要綱(令和5年甲賀市教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

改正案	現行
(庶務) 第8条 実行委員会の庶務は、 <u>甲賀市教育委員会事務局社会教育課</u> において処理する	(庶務) 第8条 実行委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</u> において処理する。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則を廃止する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則を廃止する規則案要綱

1 廃止の理由

甲賀市小中学校教育のあり方審議会が所掌する事務は、令和6年4月1日に地方自治法の規定に基づく教育委員会の附属機関として条例に規定した甲賀市学校再編審議会が継承しました。

併せて、甲賀市小中学校教育のあり方審議会から提出された提言書等に基づく「第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）」を、令和7年9月に開催された教育委員会で決定しました。

これらのことから、本規則を廃止するものです。

なお、この規則は、公布の日から施行することとします。

2 その他

この廃止により、影響を受ける事業等はありません。

甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則を廃止する規則

甲賀市小中学校教育のあり方審議会設置規則（令和3年甲賀市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱等を廃止する要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱等を廃止する要綱案要綱

1 廃止の理由

甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会が所掌する事務は、令和6年4月1日に地方自治法の規定に基づく教育委員会の附属機関として条例に規定した甲賀市学校再編審議会が継承しました。

併せて、平成27年3月に教育委員会が策定した「甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）」は、令和6年度に計画期間を終えたことから、甲賀市小中学校教育のあり方審議会から提出された提言書等に基づく「第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）」を、令和7年9月に開催された教育委員会で決定しました。

これらのことから、関係する要綱を廃止するものです。

なお、この告示は、告示の日から施行することとします。

2 その他

この廃止により、影響を受ける事業等はありません。

甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱等を廃止する要綱
次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱（平成19年甲賀市教育委員会告示第3号）
- (2) 甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）
- (3) 雲井学区保育園・小学校再編検討協議会設置要綱（平成30年甲賀市教育委員会告示第1号）
- (4) 小原小学校再編検討協議会設置要綱（平成30年甲賀市教育委員会告示第5号）
- (5) 多羅尾学区保育園・小学校再編検討協議会設置要綱（平成30年甲賀市教育委員会告示第19号）
- (6) 信楽学区保育園・小学校再編検討協議会設置要綱（平成30年甲賀市教育委員会告示第20号）
- (7) 朝宮学区保育園・小学校再編検討協議会設置要綱（平成31年甲賀市教育委員会告示第1号）
- (8) 油日学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱（令和元年甲賀市教育委員会告示第6号）
- (9) 大原学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱（令和元年甲賀市教育委員会告示第7号）
- (10) 大野学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱（令和2年甲賀市教育委員会告示第14号）
- (11) 土山学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱（令和2年甲賀市教育委員会告示第15号）
- (12) 甲南第二小学校再編検討協議会設置要綱（令和2年甲賀市教育委員会告示第16号）
- (13) 甲南第三小学校再編検討協議会設置要綱（令和2年甲賀市教育委員会告示第17号）
- (14) 甲南中部小学校再編検討協議会設置要綱（令和2年甲賀市教育委員会告示第18号）

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

議案第9号

甲賀市学校再編準備委員会設置要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和8年1月27日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市学校再編準備委員会設置要綱案要綱

1 制定の理由

市立の小学校及び中学校の再編を円滑に行うため設置する甲賀市学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるため、甲賀市学校再編準備委員会設置要綱を制定するものです。

2 制定の概要

(1) 統合等により新たに設置する学校ごとに委員会を設置することとします。

【第1条関係】

(2) 委員会は、統合等により新たに設置する学校に係る事項について検討及び確認を行うこととします。

【第2条関係】

(3) 委員会の組織を定めることとします。

【第3条関係】

(4) 委員の任期を定めることとします。

【第4条関係】

(5) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は会務を総理することとします。

【第5条関係】

(6) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となります。

【第6条関係】

(7) 委員会は、専門的に検討するために、専門部会を置くことができることとします。

【第7条関係】

(8) 委員会の庶務は、教育総務課が行うこととします。

【第8条関係】

(9) この告示は、告示の日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

令和8年度予算として、全体会議及び専門部会開催に要する経費を要求しています。

甲賀市学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立学校の再編を円滑に行うために必要な事項について検討及び確認し、第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）に基づく実施施策に反映するため、再編の対象となる学校（以下「再編対象校」という。）の統合等により新たに設置する学校ごとに甲賀市学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、統合等により新たに設置する学校に係る次に掲げる事項について検討及び確認を行う。

- (1) 校名、校章及び校歌に関すること。
- (2) 標準服及び体操服に関すること。
- (3) 通学に関すること。
- (4) 学校備品等に関すること。
- (5) 学校運営及び教育課程に関すること。
- (6) P T Aの組織運営に関すること。
- (7) その他再編準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員で組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 再編対象校の地域住民を代表する者
- (2) 再編対象校の保護者を代表する者
- (3) 再編対象校の学校運営協議会又は学校評議員を代表する者
- (4) 再編対象校の地域学校協働本部を代表する者
- (5) 再編対象校の教職員を代表する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選出される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に検討するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、検討の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

議案第 1 0 号

甲賀市特別支援教育連携協議会要綱等を廃止する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市特別支援教育連携協議会要綱等を廃止する要綱

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 甲賀市特別支援教育連携協議会要綱（平成17年甲賀市教育委員会告示第5号）
- (2) 甲賀市継続支援研究地域運営協議会設置要綱（平成27年甲賀市教育委員会告示第13号）
- (3) 甲賀市教育支援プロジェクト会議設置要綱（平成29年甲賀市教育委員会告示第15号）

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

議案第 11 号

甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

甲賀市外国語指導助手任用規則（令和 2 年甲賀市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲賀市外国語指導助手任用規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(免職、休職等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(免職、休職等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p>

議案第 12 号

甲賀市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

甲賀市立学校職員服務規程（平成16年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この訓令でいう学校の職員」を「この訓令において職員」に改め、「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を、「常勤講師」の次に「、会計年度任用職員」を加え、「、実習助手」を削る。

第4条第5項中「住所届（様式第1号）を校長に提出し」を「住所を校長に届け」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の事務の引継ぎが完了したときは、校長にあつては後任者又はその代理者ととともに教育委員会に、その他の職員にあつては校長にそれぞれ報告しなければならない。

第6条中「文書」を「際」に改める。

第11条第1項中「所定の出勤簿に自ら押印しなければならない」を「出勤状況を記録しなければならない」に改める。

第12条中「年次有給休暇簿（様式第3号）」を「年次有給休暇簿」に、「勤務状況」を「職員の勤務状況」に改める。

第13条第1項中「年次有給休暇簿に記入して」を削り、同条第4項中「、半日」を削る。

第14条第2項中「添付の上、特別休暇願（様式第4号）を」を削り、同条第4項中「本人の休暇願写し及び診断書写しを添え様式第5号により」を削り、同条第5項中「（様式第6号）」を削り、同条第6項中「第5項」を「前項」に改め、「様式第7号により」を削る。

第15条第2項中「復命書を提出」を「復命」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「復命書を提出」を「復命」に改める。

第16条中「研修会は」を「研修会」に改める。

第17条中「受験承認願（様式第8号）により」を削る。

第18条中「氏名（本籍・現住所）変更届（様式第9号）により」を削る。

第20条を第23条とし、第19条の次に次の3条を加える。

（校務支援システムによる申請及び承認）

第20条 職員の各種申請及び報告又は管理職による承認は、校務支援システムにより行わなければならない。

(文書による申請様式)

第21条 文書による申請が必要な場合の様式は、滋賀県教育委員会指定の様式を使用するものとする。

(帳簿の作成)

第22条 出勤簿、年次有給休暇簿、特別休暇簿等の帳簿は、校務支援システムにより作成するものとする。

様式を削る。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

は、校長は_____、
教育委員会に報告しなければならない。

5 産前産後の特別休暇を受けようとする者は、特別休暇（産前・産後
休暇）願_____に助産師又は医師の証明書を添えて請求しな
ければならない。

6 第2項及び前項_____により願い出又は届出のあったときは、校長は_____
_____教育委員会に具申しなければならない。

（出張）

第15条（略）

2 職員が出張の用務を終えて帰校したときは、速やかに校長に復命_____
_____しなければならない。

3 職員が教育委員会の承認により出張したときは、速やかに教育委員
会に復命_____しなければならない。

（研修会等の開催）

第16条 参加者が2校以上にわたる研修会____、講習会、競技会等を開
催しようとするときは、その責任者において目的、期日、場所、参加
人員、内容等を具して事前に教育委員会に届け出なければならない。

（受験、就職）

第17条 職員が上級学校入学のため又は他に就職のための受験若しく
は選考を受けようとするときは、_____教
育委員会の許可を受けなければならない。

は、校長は本人の休暇願写し及び診断書写しを添え様式第5号により、
教育委員会に報告しなければならない。

5 産前産後の特別休暇を受けようとする者は、特別休暇（産前・産後
休暇）願（様式第6号）に助産師又は医師の証明書を添えて請求しな
ければならない。

6 第2項及び第5項_____により願い出又は届出のあったときは、校長は様
式第7号により教育委員会に具申しなければならない。

（出張）

第15条（略）

2 職員が出張の用務を終えて帰校したときは、速やかに校長に復命書
を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭をも
って復命書に代えることができる。

3 職員が教育委員会の承認により出張したときは、速やかに教育委員
会に復命書を提出しなければならない。

（研修会等の開催）

第16条 参加者が2校以上にわたる研修会は、講習会、競技会等を開
催しようとするときは、その責任者において目的、期日、場所、参加
人員、内容等を具して事前に教育委員会に届け出なければならない。

（受験、就職）

第17条 職員が上級学校入学のため又は他に就職のための受験若しく
は選考を受けようとするときは、受験承認願（様式第8号）により教
育委員会の許可を受けなければならない。

(住所の異動、改姓の手続)

第18条 職員が本籍及び氏名に異動を生じたとき、又は住所を変更したときは、その事由及び年月日を具し、戸籍抄本又は住民票の写しを添えて_____教育委員会に届け出なければならない。

(校務支援システムによる申請及び承認)

第20条 職員の各種申請及び報告又は管理職による承認は、校務支援システムにより行わなければならない。

(文書による申請様式)

第21条 文書による申請が必要な場合の様式は、滋賀県教育委員会指定の様式を使用するものとする。

(帳簿の作成)

第22条 出勤簿、年次有給休暇簿、特別休暇簿等の帳簿は、校務支援システムにより作成するものとする。

(その他の服務)

第23条 (略)

様式 (略)

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(住所の異動、改姓の手続)

第18条 職員が本籍及び氏名に異動を生じたとき、又は住所を変更したときは、その事由及び年月日を具し、戸籍抄本又は住民票の写しを添えて氏名(本籍・現住所)変更届(様式第9号)により教育委員会に届け出なければならない。

(その他の服務)

第20条 (略)

様式 (略)

議案第 13 号

甲賀市少年補導委員表彰規程の一部を改正する規程の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市少年補導委員表彰規程の一部を改正する規程

甲賀市少年補導委員表彰規程（平成23年甲賀市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この訓令は、告示の日から施行する。

甲賀市少年補導委員表彰規程新旧対照表

改正案	現行
<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 被表彰者となる者が次のいずれかに該当したときは、その資格を失う。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この訓令は、告示の日から施行する。</u></p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 被表彰者となる者が次のいずれかに該当したときは、その資格を失う。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) (略)</p>

議案第 14 号

甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱（平成16年甲賀市告示第150号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

甲賀市少年補導委員会活動補助	少年の非行防止、啓発及び補導活動を総合的、効果的にを行い、少年の健全育成事業に対して補助する。	需用費 役務費	市長が別に定める額
----------------	---	------------	-----------

」を

「

甲賀市少年補導委員会活動補助	少年の非行防止、啓発及び補導活動を総合的、効果的にを行い、少年の健全育成事業に対して補助する。	報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費	市長が別に定める額
----------------	---	--	-----------

」に

改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案				現行			
(補助対象事業等) 第2条 補助対象事業及び補助率等は、別表に定めるところによる。 別表(第2条関係)				(補助対象事業等) 第2条 補助対象事業及び補助率等は、別表に定めるところによる。 別表(第2条関係)			
補助事業名称	補助基準	補助対象経費	補助率及び補助金額	補助事業名称	補助基準	補助対象経費	補助率及び補助金額
社会教育関係団体補助				社会教育関係団体補助			
	(略)				(略)		
甲賀市少年補導委員会活動補助	少年の非行防止、啓発及び補導活動を総合的、効果的にを行い、少年の健全育成事業に対して補助する。	<u>報償費</u> <u>旅費</u> <u>需用費</u> <u>役務費</u> <u>使用料及び賃借料</u> <u>備品購入費</u>	市長が別に定める額	甲賀市少年補導委員会活動補助	少年の非行防止、啓発及び補導活動を総合的、効果的にを行い、少年の健全育成事業に対して補助する。	<u>需用費</u> <u>役務費</u>	市長が別に定める額
	(略)				(略)		
<u>付 則</u> この告示は、令和8年4月1日から施行する。							